

デジタルトランスフォーメーションの推進と住所

『パソナ、本社機能を淡路島に 東京集中の弊害回避』と見出しが付けられた記事が、2020年8月31日の日本経済新聞に掲載されています。パソナグループの創業者である南部靖之氏はもともと兵庫県の出身とのことで、新型コロナ対策の一環として東京の一極集中を回避すべく、9月から段階的に、東京にある本社の主要機能を兵庫県の淡路島に移すとのことです。

淡路市も企業を誘致できれば市の税収が豊かになり、また、都市のインフラの充実や生活水準の向上といった利点も見込まれます。そのため双方にとってメリットの多い取り組みのようです。市町村の財源の一つである法人市民税は、その市町村に事務所や事業所を有する法人が納税義務者になります。

税法における住所の意義

税法は条文で十分に説明することができない部分について、税法以外の法律との間で平仄を合わせるため、税法以外の法律から単語や考え方を引用しています。このような引用を用いて条文を解釈する考え方を「借用概念」と呼びます。

税法における住所の意義は、民法からの借用概念によって解釈されます。しかし民法で住所は「生活の本拠」と定められるのみで、それ以上の説明がありません。そんな住所の意義が問題となった事件が武富士事件（通称）です。武富士事件は、経営破綻した武富士の元会長夫妻から1999年に贈与された外国法人株をめぐり、受贈者である長男が課税庁から受けた約1,600億円に上る申告漏れの処分の取り消しを求めた事件でした。

当時の税法では海外居住者には日本の贈与税の納税義務がないものとしてされていたので、原告である納税者は日本と香港の両方に居宅を持ち、香港での滞在日数の割合は約65%、国内滞在の割合は26%にして「生活の本拠は香港だった」と主張しました。最高裁判所まで判決がもつれましたが、最終的には借用概念による住所の意義の解釈に従って納税者の主張が認められて勝訴しました。

本社機能を VR 空間に移転した場合の本店所在地は？

コロナ禍でパソナより斬新な取り組みを始めた法人があります。『東証マザーズ上場で人工知能(AI)翻訳を手がけるロゼッタは7日、10月から東京・新宿にある本社機能を仮想現実(VR)空間に移転すると発表した。現行法ではVR空間のオフィスは認められないため、登記上は現住所のまま機能だけ移す。(日本経済新聞2020年9月7日)』この記事を見て、私は登記上の住所と法人機能の本拠としての住所にズレが生じていると感じました。現行の法律解釈では、住所はVR空間内であり、納税地もVR空間内ということになると考えるのです。

現行税制ではVR空間での活動に対して日本国が課税権を行使する方法はありません。2019年7月にフランス議会がGAF Aに対してフランス国内の売上高に課税権を行使するデジタル・サービス課税法案を承認しましたが、その際にフランスの経済・財務大臣は議会におけるスピーチでフランスの主権を強調し、課税権を行使する姿勢を示しました。

日本も自国の国益の確保と納税環境の整備を念頭に、VR空間における課税権の確保について議論を始める必要があるのではないかと思います。